

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事推奨のシンボルマークの使用規約

1. 趣旨

この規約は、「健康な食事」のとらえ方を踏まえ、健康な心身の維持・増進に必要とされる栄養バランスを確保する観点から、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事推奨のシンボルマークを使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

2. 使用方法

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の推奨を図る自治体、関係団体、事業者等は、「シンボルマーク使用マニュアル」（別紙）に従い、ポスター、リーフレット等の媒体にシンボルマークを使用することができる。

ただし、提供する商品にマークを貼付する等商品の品質を担保・証明するものとして利用される場合、提供する商品の POP に利用する等販売促進活動に使用する場合並びに別途通知する生活習慣病その他の健康増進を目的として提供する食事の目安を活用したレシピに関する広報に使用する場合を除く。また、以下に該当する場合を除く。

- ・特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- ・法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- ・特定の個人又は団体による売名に利用しようとする場合。
- ・マークの作成の趣旨に反するなど著しく不相当と認められる場合。
- ・自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用する場合。
- ・その他、不正な利用が行われる場合。

3. 使用の中止等

シンボルマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるときは、厚生労働省はその使用を差し止め、または中止することができる。

4. 使用料

シンボルマークの使用料については、無料とする。

5. シンボルマークの著作権

シンボルマークに関する著作権は、厚生労働省に帰属する。

6. 規約の改定

本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附則

本規約は、平成27年9月9日から施行する。